

平成24年5月26日

前田武志国土交通大臣殿（法規課）

FAX 03-5253-1630

高橋はるみ北海道知事

道庁、石狩振興局 大江田、杉本主幹

FAX 011-232-4970

FAX 011-232-8657

上田文雄札幌市長

林信一、山田裕二、井上久仁彦建築主事、区画整理事業小野課長

FAX 011-211-2823

FAX 011-218-5176

小樽市建築指導課辻村課長、廃棄物課浅井課長

FAX 0134-32-3963

FAX 0134-32-5032

他市建築指導課、建築主事

損保火災新種部署各位

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@泥炭地に短い支持杭を施工した建物が地盤、支持杭沈下の結果、非常に危険な状態が拡大し続けている実例証拠写真を、当会ネット証拠に掲載しました”この建物は実態が失せた建設会社所有で、金融事業者が借金回収目的で危険な状態を承知で賃貸借させて金員回収させ続けている建物です

1、先日予告して置きました「札幌市東区中沼町50-38、今は会社の実態が無い有限会社丸福吉田工務店（北丘珠に登記のみ有ります）所有建物”支持杭が16メートル以上必要なのに、8メートル程度しか打っていない事で、毎年1,5センチ程度ずつ不同沈下し続けて居る建物の証明写真を、この度当会証拠シリーズ、今年 月 日分、証拠ナンバー ~ にこの文書と合わせて掲載しました”」

2、この証拠写真を見れば分かりますが”地盤は支持杭より早く沈下し続けて、ベース、内部土間下は空洞となっていて、メジャーが場所によっては5

メートル以上入ってしまいます”し、窓、サイディングも歪んでしまっている事もはっきり見えています「効かない支持杭施工が生み出す結果はこうなるのです、先般来伝えている、追求している札幌でも一流住宅メーカーも普通に行われている、支持層まで届いていない新築施工はこの実例と同種の被害を生む危険が強いのです」国交省、建築主事は故意に効いていない支持杭施工を追認し続けていますが、責任は取らないままで走るのですよね。

3、余談ですが、この不同沈下し続けて居る建物は、会社としてとっくに存在していない会社が負った金融公庫、小樽信金への借金返済を果たす為、残った役員が自動車修理工場に貸しています（役員と同居人が言っている言葉です）金融機関が債権回収の為管理を行った上での賃貸借と言う事ですが、不同沈下の結果木部も分解し続けていて、土間も割れて沈下し続けて非常に危険な状態なのです。

「お金を取って貸せる建物では無いのです、金融業事業者が債権回収のみ見てここまで危険極まりない建物と承知で貸し続ける事等に強い憤りを感じます」私が先日放火もされている建物ですから、消防にも通報して、可燃物等管理を正しくさせるようにしました、消防は法化されているのに、可燃物、油、塗料、シンナー、ガスボンベの管理もさせず居るからです、破壊され続けている建物を貸す事の危険は労働基準監督署でしょうか、近隣が非常に迷惑しますから、類焼させられたのでは」

第18条 (甲の解除権) 甲は、工事中必要によって契約を解除することができるものとし、これによって生ずる乙の損害を賠償する。甲は、(1)乙が、正当な理由がなく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき、(2)工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき、(3)乙が第3条の規定に違反したとき、(4)その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第19条 (乙の中止又は解除権) 甲が前払金又は部分払の支払を遅延し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおその支払がないときは、乙は工事を中止することができる。乙は、(1)甲の責に帰すべき事由による工事の遅延又は中止期間が、工期の3分の1以上又は2ヵ月以上になったとき、(2)甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき、(3)甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき、(4)甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかとなったときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第20条 (契約に関する紛争の解決) この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図る。

2 甲および乙は、その一方又は双方が前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第21条 (補則) この契約書に定めてない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

以上この契約の証として本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 24 年 5 月 10 日

甲(注文者)

住所 〒007-0883 札幌市東区北丘3条2丁目9番9号  
 (街) 丸福 吉田工務店  
 代表取締役 吉田美恵子  
 氏名 TEL 782-8107



乙(請負者)

住所 札幌市東区伏古2条4丁目8番14号  
 有限会社工ツチエイハウスリペア  
 氏名 山本 弘明



住所

丙(監理技師)

氏名



(4)

日本法令 建築C-1 14.050X

収入  
印紙

# 工事請負契約書

〒07-0803 札幌市東区北七条東五丁目1番7号  
 物 丸 福 吉 田 工 務 店  
 代表取締役 吉田美恵子 (以下「甲」という。)

札幌市東区伏古2条4丁目8番1号  
 有限会社エッチェイハウスリメイク (以下「乙」という。)

監理技師 系井 山本 弘明 (以下「丙」という。)として  
 (監理技師をおく場合に限り記載する)

この契約書(約款含む)と添付の図面.....枚、仕様書.....冊とによって工事請負契約を締結します。

- 工 事 東区中沼賃建物 地下管線
- 工 事 場 所 札幌市東区中沼PT50-38
- 工 期 着手 2012年 5月 日  
完成 2012年 6月 日
- 請 負 代 金 額 金 1,000,000円  
 うち工事価格 金 ~~1,000,000円~~  
(取引に係る消費税を除く)  
 取引に係る消費税額 金 50,000円
- 支 払 方 法 この契約成立のとき 金 525,000円  
 部 分 払 { 第1回 金 .....  
           第2回 金 .....  
 完成引渡し のとき 金 525,000円
- 検 査 の 時 期 および方法 約款の定めによる
- 引 渡 時 期 検査合格後 .....5日以内
- 履 行 滞 滞 違 約 金 約款の定めによる
- そ の 他 本工事見積書内容金額と契  
 約金額に2万円以上不足があること  
 使用部材は解体材を使用  
 可処分使用は事と致。  
 (1)

(注) 建設工事は、建設工事に関する  
 法律の罰則規定等に抵触する虞が  
 ある場合は、本契約は、その旨を  
 1. 契約書に明示する旨の条項を  
 2. 契約書の添付書類に明示する旨  
 の条項を添付し、かつ、本契約に  
 関係する関係者の同意を得た上で  
 行われなければならない。